

# マイナポータルで閲覧可能な情報を 有する制度の総点検に対する要望



令和5年9月  
関西広域連合

## 目 次

### I デジタル庁に対する要望事項

1 総点検全般	
課題	・・・・・・・・・・ 1
要望事項	・・・・・・・・・・ 1

### II 厚生労働省に対する要望事項

1 共通事項	
要望事項	・・・・・・・・・・ 6
2 生活保護	
課題・要望事項	・・・・・・・・・・ 6
3 障害者手帳（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を含む。）	
課題	・・・・・・・・・・ 7
要望事項	・・・・・・・・・・ 8

## I デジタル庁に対する要望事項

# 1 総点検全般

マイナポータルで閲覧可能な情報を有する制度の総点検について、次のとおり要望する。

## 【課題】

- ・ 総点検及び個別データの点検に際して、職員の時間外勤務やシステム改修（ヒューマンエラーを起こさないためのシステム改修を含む。）等の経費が発生する。
- ・ 目視での点検等の作業は通常業務と並行して行うこと、また、システム改修には一定の作業を要するなど点検には相応の時間が必要である。
- ・ 国の再発防止対策にあるとおり、目検や手入力など人の作業では誤紐付けを完全に防ぐことは困難である。
- ・ 本来マイナンバーと紐付けされるべき情報が、実際には紐付けされていないなど、不完全な事例が散見される。
- ・ データ管理の観点から、個別データの点検において「B 要確認」となった場合、マイナンバー制度が開始される前に業務システム上に整備されたデータをどこまで修正（再整備）するかも検討が必要である。
- ・ 制度所管省庁によっては、総点検を行うに当たり、どのような方法で行うのかについて、まだ提示されていない。このため、今後、人的資源や財政的負担が新たに発生するおそれがある。

## 【要望事項】

### （1）財政的支援等について

- ・ 総点検及び個別データの点検作業に要する費用については、人件費も含め自治体の負担が生じることがないように、また、制度所管省庁間で対応が偏ることのないよう、早期かつ確実に措置していただきたい。

例えば、ある県においては、業務システムと住民基本台帳システム（以下「住基システム」という。）の情報を照合することとなるが、対象は障害者手帳だけでも7万件を超える。点検に当たり、新たに発生する人件費、委託費等については、国の負担を求める。

- ・ 総点検終了後の今後の取組として、国は認定の更新など本人状況の確認に合わせてJ-LIS 照会を実施することを検討している。

今後、今回と同様の手作業による照合作業が必要とならないよう、業務システムと住基システムの情報連携機能の導入にかかる費用について財政的支援を求める。ま

た、連携ができない場合は、J-LIS 照会を実施するに当たり、業務システムの改修や時間と労力が必要となるため、財政的支援をはじめ必要な措置を求める。

- ・ 総点検に当たり不安のある方に対しては、マイナポータルで自身の情報を確認するよう案内することとされており、マイナカード読み取り可能な端末やスマホ自体を持っていない方、操作に不慣れな方については、自身が信頼できる方に手伝ってもらおう方針とされている。これまでのカード申請・交付及びマイナポイント申込支援の実態から、独居の方や周囲に頼ることができない方は一定数あり、そうした住民の方が自治体に対しサポートを求めることは明らかである。補助金等の財政支援なしにマイナポータル手続支援体制を維持することは困難であるため、10月以降も、国においては、マイナポータル閲覧に係る支援や端末の設置等に係る経費について、十分な財政的支援を行っていただきたい。

## (2) 自治体に対する総点検範囲・方法・今後の情報の提示について

- ・ 点検範囲・点検方法の通知時期や、提出期限等の今後のスケジュール（見込）について、事前に提示・共有願いたい。  
また、期限までに総点検作業が完了できるスケジュールとなるよう配慮いただきたい。
- ・ 総点検に係る通知や連絡は時間的な余裕をもって発出いただきたい。特に作業依頼をする場合は、自治体の体制に考慮し、十分な期間を設定いただきたい。
- ・ 総点検の実施方法・内容は、具体的かつ分かりやすく自治体に伝えていただきたい。
- ・ 8月9日のオンライン説明会の質問回答で「通し番号 12；マイナポータル閲覧対象外となっている情報については、（中略）今後、所管省庁の判断で必要な点検を行うことが排除されているものではございません。」とされているが、当該情報の点検有無について早期に提示いただきたい。
- ・ 8月9日のオンライン説明会の資料1「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」で「3. 再発防止対策」「(1) マイナンバー登録事務に関する横断的ルール策定」として7頁目に記載されている「自治体等の紐付け実施機関におけるマイナンバー登録事務の実施体制の確保及び「紐付け実施機関が保有する登録データの正確性について、定期的にチェックする仕組みをシステム上導入」について、それぞれ内容を具体的に示していただきたい。

## (3) 期限について

- ・ 個別データの点検期限は、原則11月末とされており、期限最優先で事業を進めようとする傾向が伺えるが、総点検については、期限は目標として示すに留め、自治体の声を聴きながら、柔軟に対応していただきたい。全国の自治体が適切に総点検

を完遂することができるよう、期限ではなく、具体的な方法や適切な助言を示していただきたい。

#### (4) 点検作業の内容について

- ・ 住民票住所を把握していない事務や、性別を把握していない事務の場合、本人4情報が厳密には一致していると言えないが、その場合の解釈を速やかに整理し、提示願いたい。

例えば、居所として把握している住所が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の住所と一致する場合は、住所が一致していると解釈して差し支えないか、示していただきたい。

#### (5) 各省庁間の連携・調整について

- ・ デジタル庁が制度所管省庁と連携し、情報管理・スケジュール管理において、意思統一を行った上で、両者の対応に齟齬や漏れがないよう進めていただきたい。
- ・ 連日、本件に関するメールが厚生労働省各課から届き、情報整理に時間を要したところ。度重なる補足連絡のほとんどはデジタル庁と厚生労働省の連携不足によるものと考えるので、周知メールの内容を両省庁で確認いただいてから、送信いただきたい。
- ・ デジタル庁、厚生労働省ともに問い合わせ対応を相手方に委ねることがあり、省庁間の調整を確保していただきたい。
- ・ 総点検について、デジタル庁と制度所管省庁との間で密に情報共有を実施し、情報共有が行われ次第、逐一、制度所管省庁から都道府県の制度担当課へ情報提供いただきたい。短期間で、確実に点検を行うためにも、速やかな情報提供を求める。

#### (6) システムについて

- ・ 紐付け誤りの再発防止策として、基幹業務システムの標準化、共通化の取組の中で、国が定める標準仕様書にマイナンバーの自動連携を行う機能を追加されたい。

上記の標準準拠システムが構築・運用できるまでの間は、紐付け誤りを防止する業務システム等を国において構築し、自治体に無償で提供いただきたい。

提供が難しい場合は、同様の機能を持つシステム実装に係る経費等を措置いただきたい。

- ・ マイナンバーの紐付けを必要とする情報については、目検や手入力等の人の作業を介さずに紐付けされる自動連携のシステム（住基ネット（システム）と業務システムの自動連携等）を義務づけていただきたい。

#### (7) 住民への周知、不安払拭について

- ・ マイナンバー点検において、国民の関心は「自分のマイナンバーは間違いなく紐付けされているか。」にある。いわゆる「総点検」が指すものは、国民一人ひとりのマイナンバー「全数点検」なのか、説明いただきたい。仮に、「総点検」がリスクに応じた「抽出点検」を指すならば、国民との認識のずれを解消していただきたい。
- ・ マイナポータルを活用した確認を推進するための政府広報やコマーシャルを早期に実施いただきたい。

#### **(8) 総点検結果の公表について**

- ・ 国において総点検結果の取りまとめ及び公表が行われるものとするが、公表に当たっては、公表後の各自治体への影響が可能な限り最小限に留まるよう、公表内容の確認等、配慮いただきたい。

#### **(9) 個人情報とマイナンバー（個人番号）の紐付けに係る実態調査（事前調査）について**

- ・ 短期間の照会で、帳票修正や補足情報の通知が回答期限直前にあり、かつ、結果公表の有無についても示されていない中で、回答内容の誤りの是正も認めず公表を行うことに強い疑問があるため、今後の照会では改善していただきたい。

#### **(10) 紐付け対象の情報について**

- ・ 紐付けに人の作業を要する住民登録外者（以下「住登外者」という。）等については、今後もマイナンバーとの紐付けを必要とするかどうか、費用対効果も含めて、国において再整理されたい。

## Ⅱ 厚生労働省に対する要望事項



マイナポータルで閲覧可能な情報を有する制度の総点検について、次のとおり要望する。

## 1 共通事項

### 【要望事項】

- ・ 連日、総点検に関するメールが厚生労働省各課から届き、情報整理に時間を要したところ。度重なる補足連絡のほとんどはデジタル庁と厚生労働省の連携不足によるものと考えるので、周知メールの内容を両省庁で確認いただいてから、送信いただきたい。
- ・ デジタル庁、厚生労働省ともに問い合わせ対応を相手方に委ねることがあり、省庁間の調整を確保していただきたい。

## 2 生活保護

### 【課題】

- ・ 都道府県が、基礎自治体の回答（Excel）を取りまとめることとなっている。
- ・ 自治体ごとでシステムの仕様等が異なる。
- ・ 秋までに点検作業終了とされている中、自治体の作業負担に考慮した十分な作業期間を設けられるのか、懸念がある。
- ・ 総点検を行うに当たり、マイナンバーを閲覧できる職員が少ないにもかかわらず、既存のシステムではマイナンバーを一括出力できないため、一件ずつオンラインで確認することになり相当な事務量が予想される。

### 【要望事項】

- ・ Excel の調査票を都道府県で取りまとめるのではなく、各自治体が回答できる専用サイトを作成いただきたい。
- ・ 自治体の作業負担を考慮した十分な作業期間を設けていただきたい。
- ・ 点検作業に取りかかる際に生じた疑問点等について、迅速に回答いただける質問窓口を設けていただきたい。
- ・ 11 月末までに総点検を終えると示されているが、課題を踏まえた効率的な点検方法を早期に示していただきたい。

### 3 障害者手帳（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を含む。）

#### 【課題】

##### （1）点検対象のデータ数と作業負担について

- ・ 短期間に膨大なデータの点検を求められており、対応するのが困難。
- ・ ある政令市では、精神障害者保健福祉手帳を管理するシステムは、スタンドアロンの独自系システムであることから、住民基本台帳情報（以下「住基」という。）と機械的な関連付けを行っていない。このため、住民登録者（以下「住登者」という）、住登外者にかかわらず全件（ある県においては、最低でも 21,000 件以上。保険世帯全員のマイナンバー確認となれば、件数は更に数倍になる見込み。）の確認が必要となり、作業件数が膨大になる。
- ・ ある政令市では、他ネットワークと独立した基幹系システム等でマイナンバーを管理しており、当該システムからマイナンバーを CSV 等で抽出し、他ネットワークに属する機器を用いた突合処理を行うことがルール上不可のため、手書きによるマイナンバー等を含む総点検対象リスト作成が必要である。
- ・ ある府県では、点検対象が約 7 万件ある。国から照合のための支援ツールの提供があるとのことだが、業務システムと住基ネットの「マイナンバー+本人 4 情報」を照合するためには、業務システムの改修が想定され、時間と費用が必要になる。
- ・ 照合により不一致の場合、ツールの精度にもよるが、「万単位」のデータを目視で点検することを想定する必要がある。
- ・ 目視で点検後、本人確認書類に記載の情報を確認し、不明な場合は、本人等に確認が必要。本人への事前周知も必要であり、相当の時間と人手が必要。市町村への確認が必要な場合も想定され、市町村にも負担がかかる。
- ・ 住基と自動連携している情報に誤りの可能性は低く、その情報も点検対象に含めるとなると、政令市規模ではボリュームが多く、業務負担が大きい。

##### （2）点検作業の内容・方法について

- ・ 手帳交付後、福祉サービス等における関わりがない住登外者については、本人からの申し出等がない限り、住基の異動を把握できないため、疑義がある場合の個別調査が困難である。
- ・ 手帳については、居所での申請が行われており、いわゆる 4 情報が完全に一致する事例は少ない。そのため、4 情報のうち特に住所が一致しない者に対して、本人に郵便等による確認を行うことになった場合、以下の点が懸念される。

- ①本人が家族に手帳を持っていることを隠している場合、郵送することで手帳所持者であることが家族に知れるリスクがある。
- ②入院中の方は、「居所（申請書に記載の住所）」を病院とされている事例がある。申請書の住所に郵送した場合、大規模病院であれば郵便が大量に届き、またその作業のほとんどを相談員が代行しなくてはいけない可能性があり、業務の負担になる。
- ③書類を本人の「居所（申請書に記載の住所）」に郵送した場合、本人が転出しているにもかかわらず届け出ていない場合（他自治体で転入手続きもしていない場合）は、その住所に現在住んでいる第三者に情報が漏れる可能性がある。
- ・ 業務システムと住基ネットの情報が不一致の場合は本人確認書類に記載の情報を確認し、不明な場合は本人等に確認することとされているが、障害者手帳事務において、最新の電話番号等は把握しておらず、住所が変更となっている方への確認は難しいと考える。
  - ・ 点検作業として、手帳所持者へのマイナポータル閲覧一時停止の通知や、問い合わせ対応が必要となる。また、点検後も手帳情報の変更作業等が想定されるが、2～3ヶ月間の短期間で総点検を完了させるための業務量が膨大であり、職員での対応が困難であることから外部委託が必要となる。

### （3）費用負担について

- ・ 点検作業に係る費用負担（業務システム改修費、外部委託費等）が必要となる。

### （4）調査による影響について

- ・ 照合により不一致になったもので本人等に確認できない場合は、紐付けを解消するとしても、「ミライロ ID」（障害者手帳を所有している方を対象としたスマートフォン向けアプリ）利用者への影響の考慮が必要。
- ・ マイナンバー総点検により業務の負担が増加し、通常の業務である精神障害者保健福祉手帳の発行が遅延するなど、県民に不利益を及ぼすことが懸念される。

## 【要望事項】

### （1）財政的・人的支援等について

- ・ 総点検及び個別データの点検作業には相当な労力と時間、費用（システム改修費・人件費・外部委託費など）がかかるため、自治体の負担が生じることがないように、財政的・人的援助をはじめとした必要な支援を早期かつ確実に措置していただきたい。

例えば、作業方法は各機関の利用するシステムの形態により異なり、一律の技術的な支援は困難と考えるため、作業者の超過勤務や臨時的任用等に係る人件費等の点検に係る経費について、財政的支援を行っていただきたい。

また、点検作業に際しては、業務システムと住基ネットの情報を機械的に突合することを前提としているが、ある県の業務システムは、マイナンバーを外部媒体に書き出す機能がないため、システム改修が必要となる。システム改修には相応の時間と経費が見込まれるため、柔軟な作業期限の設定及び改修費用への支援をお願いしたい。

- ・ 点検の支援ツールを国から提供いただけるとのことだが、支援ツールについては、総点検の事務が確実かつスムーズに行えるよう、完成度の高いものを提供いただきたい（支援ツールの精度が低い場合、目視での点検量が増加する等、作業ボリュームが増える。）。
- ・ 総点検の実施については、自治体に短期的に過大な負担がかかることが想定されることから、効率的で簡略化した手法を早期に検討いただくとともに、作業中に問題や課題が発生した際には、必要な技術的助言や支援をお願いしたい。

## （２）自治体に対する総点検範囲・方法等およびその情報の提示について

- ・ 総点検に係る準備事務に時間を要することから、点検範囲、点検方法、点検期間等について可能な限り早急にご連絡をいただきたい。
- ・ 点検作業の手順や全体的な流れなどについて、時期感も含め具体的に分かりやすく示してほしい。
- ・ 誤りの可能性がある住登外のデータのみを点検範囲としていただきたい。
- ・ 障害者手帳について、照合により不一致となった場合、本人確認書類による確認を検討されているが、本人確認書類の添付を求めているため、本人確認方法については、自治体の判断で実施できるようにしていただきたい。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳に関しては、総点検の手法として、本人に確認を行うことが適当ではないことから、自治体（進達業務を行う市町村を含む。）で確認できる範囲に留めていただきたい。なお、精神障害者保健福祉手帳は、２年に１度の更新時に、住所等の確認の徹底を図ることで、総点検の代わりになり得るものと考えため、今後の点検について検討いただきたい。

## （３）期限について

- ・ 個別データの点検期限は、原則 11 月末とされているが、確認の手法によっては間に合わない可能性もあるため、その場合は作業期間の延長も考慮いただくなど、総点検を確実にを行うため、自治体の声を聴きながら、柔軟に対応していただきたい。